

# 横浜深谷台小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月 1日策定

平成30年2月28日改訂 令和2年4月1日改訂 令和5年4月1日改訂

## (1) いじめ防止に向けた学校の考え方

### 【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 【いじめ防止等に向けての基本理念】

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所などを発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### <学校いじめ防止基本方針の目的>

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組むと共に、定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童の状況の把握に努める。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも起こりうることを意識し、未然防止に努めること。また、いじめが発生した場合には、早期解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し取り組む。

## (2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

### 【委員会の構成員】

- ・校内児童指導人権福祉特別支援委員会の委員（全職員）で構成することとし、これを「学校いじめ防止対策委員会」とする。
- ・いじめを認知した場合には、管理職、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭などを構成員とした「臨時学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

## 【委員会の運営】

- ・毎月1回、「学校いじめ防止対策委員会」を定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに臨時に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## 【委員会の活動内容】

### (1) 未然防止

- ・だれもが、安心して豊かに生活できる学校風土づくりを推進する。
- ・相手意識を持ち、互いの考え方や思いを高め合う授業づくりを行う。
- ・たてわり活動や学年を超えた活動等の中から、適切で幅の広い人間関係を養う。

### (2) 早期発見・事案対処

- ・いじめを見逃さないために、いじめ防止対策委員会等で定期的に児童の様子を把握する。
- ・学年間の教職員はもとより、児童支援専任教諭、養護教諭、学校カウンセラーと連携し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・連絡組織図をもとに情報を共有し、迅速に対応する。

### (3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(P D C Aサイクルの実行を含む。)

## **(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処**

### 【いじめの未然防止】

～一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようにするために～

- ・全教職員が、どの児童に対しても同じ指導・支援を行う。「横浜深谷台スタンダード」をもとに隨時児童の実態を踏まえ確認共有するようにする。
- ・どの児童に対しても分かりやすい授業を心がけ、誰もが楽しく学べるようにする。  
※関係機関（地域療育センター等）のコンサルテーションを活用し誰もが楽しく学習できる支援策や授業のユニバーサルデザイン化に生かしていく。
- ・学級としての集団づくり、及び同学年や他学年、たてわり活動でのふれあいの場を大切にし、相互が望ましい関係を築けるようにする。
- ・研修を充実し学校風土づくりに向けての研鑽を積む。  
※人権研修会、インターネット等情報教育研修（チケット）

### 【いじめの早期発見】

～児童の様子を丁寧に見取るために～

- ・日々の情報交換をもとに、毎月行う「いじめ防止対策委員会」等で情報を全職員で共有していく。  
※職員間の連携（学年・ブロック・専科・専任・養護間で情報共有→委員会へ）
- ・定期的なアンケート（学校生活アンケートやいじめ解決一斉アンケート等）を行い児童の状況把握に努める。
- ・インターネットをもとにしたいじめへの実態や対応方法について情報を集め問題意識を高くする。（ネットパトロール等隨時実施）

### 【いじめに対する措置】

～被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う～

- ・いじめ認識後、連絡系統に従い管理職に連絡。対応チームを組織する。
- ・具体的な対応策、支援内容、役割分担等決定し対応する。
- ・いじめの事実について関係児童、保護者への報告をする。
- ・事案の内容（重大事件への発展の恐れ等）により、管理職の判断の下、関係機関、専門機関との連携を図る。

### 【いじめの解消】

～いじめ解消の要件～

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### 【教職員等への研修】

～教職員一人ひとりがしっかりと向き合うために～

- ・『「いじめ」根絶横浜メソッド』を使い、いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について、具体的な事例を通して研修を行う。
- ・人権研修を行うことで、教職員自らが人権感覚を豊かにし、誰もが安心安全に生活できる学校・学級風土をつくっていく。

### 【学校運営協議会などの活用】

～地域の力を生かして～

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」などを活用し、いじめの問題や学校が抱える課題などを保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組む。

## 【取組の年間計画】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会	・委員会
・学級開き研修	・特別支援（全）		・人権研修	・取り組み評価		・授業参観（道徳）	・人権週間	・生活アンケート	・特別支援（全）	・学級納め研修	
・基本方針の確認	・家庭訪問			アンケート		・いじめ	・小中合同		・取り組み評価	・基本方針の見直し	
・学家地協						アンケート	人権研修		アンケート	・幼保中との引き継ぎ	
・いじめ											
アンケート											

## (4) 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）には、直ちに教育委員会に報告する。

## (5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C Aサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。